

○ 近隣地域医療提供体制整備事業実施要領 新旧対照表

新	旧
近隣地域医療提供体制整備事業実施要領	近隣地域医療提供体制整備事業実施要領
制定 平成29年11月6日 一部改正 令和元年5月30日 一部改正 令和2年5月1日 一部改正 令和3年9月14日 一部改正 令和4年10月11日 一部改正 令和5年8月23日 <u>一部改正 令和6年9月27日</u>	制定 平成29年11月6日 一部改正 令和元年5月30日 一部改正 令和2年5月1日 一部改正 令和3年9月14日 一部改正 令和4年10月11日 一部改正 令和5年8月23日
第1～第3 (略)	第1～第3 (略)
第4 補助金の算定	第4 補助金の算定
(1) (略)	(1) (略)
(2) 補助基準額	(2) 補助基準額
要綱別表1の補助基準額については、次のとおりとする。	要綱別表1の補助基準額については、次のとおりとする。
ア 常勤雇用の場合	ア 常勤雇用の場合
以下の職種ごとの①～⑤の月額給与に勤務月数を乗じた額に年間賞与 その他特別給与額を加えた額を基準額とする。	以下の職種ごとの①～⑤の月額給与に勤務月数を乗じた額に年間賞与 その他特別給与額を加えた額を基準額とする。
①医師 月額給与 <u>973</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>633</u> 千円	①医師 月額給与 <u>920</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>611</u> 千円
②看護師 月額給与 <u>340</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>799</u> 千円	②看護師 月額給与 <u>339</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>808</u> 千円
③准看護師 月額給与 <u>283</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>616</u> 千円	③准看護師 月額給与 <u>293</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>618</u> 千円
④臨床工学技士 月額給与 <u>340</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>872</u> 千円	④臨床工学技士 月額給与 <u>344</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>900</u> 千円
⑤上記以外 月額給与 <u>297</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>775</u> 千円	⑤上記以外 月額給与 <u>271</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>633</u> 千円
なお、月の途中で採用又は退職した場合、その月の月額給与については当該月の日数により按分し、実勤務月数が12か月に満たない場合、年間賞与額その他特別給与額については、実勤務月数で按分した額とする。 (当該勤務者毎に年間賞与額に年間基準額で千円未満切り捨て。)	なお、月の途中で採用又は退職した場合、その月の月額給与については当該月の日数により按分し、実勤務月数が12か月に満たない場合、年間賞与額その他特別給与額については、実勤務月数で按分した額とする。 (当該勤務者毎に年間賞与額に年間基準額で千円未満切り捨て。)
イ 非常勤雇用の場合 (略)	イ 非常勤雇用の場合 (略)

第5～第6 (略)

附 則
(令和5年8月23日施行以前省略)

附 則

この要領は、令和6年9月27日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

第5～第6 (略)

附 則
(令和5年8月23日施行以前省略)
